

公営企業関係

総務省

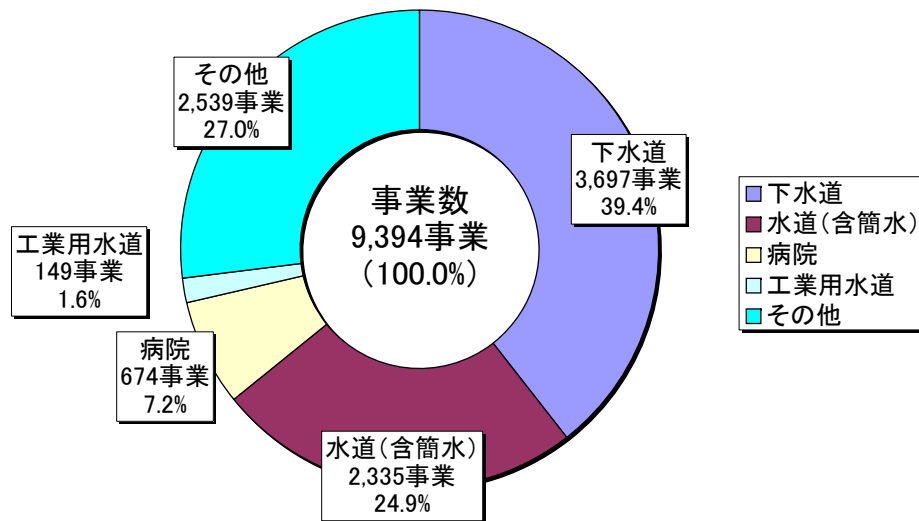
公営企業制度の概要

1 地方公営企業の役割

地方公営企業は、地方公共団体が経営する企業で、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展にかかわる様々なサービスを提供している。

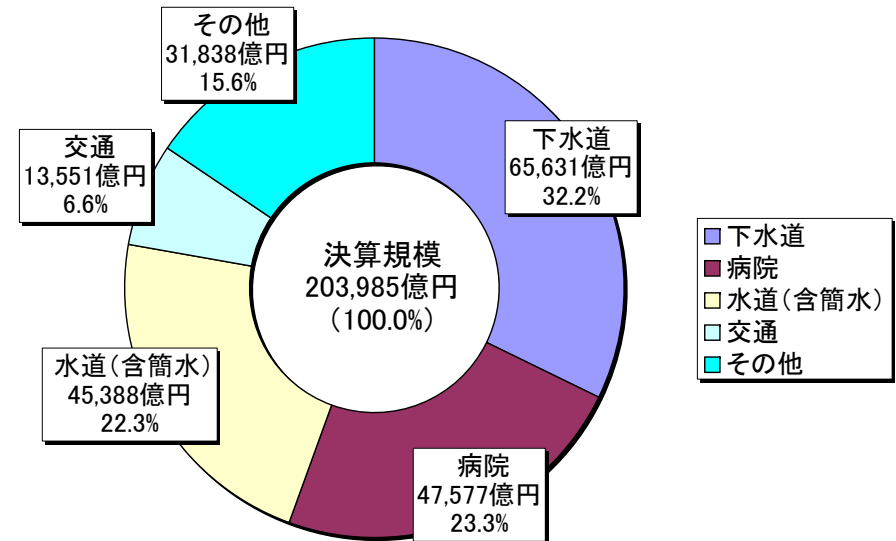
2. 地方公営企業の事業数・決算規模の状況(H17年度速報値)

地方公営企業の事業数の状況



事業数: ⑩10,979 → ⑪9,394
(▲1,585事業 ▲14.4%)

地方公営企業の決算規模の状況



決算規模: ⑩21.6兆円 → ⑪20.4兆円
(▲1.2兆円 ▲5.5%)

公営企業の経営健全化に向けた取組み

☆「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」

(平成17年3月29日付け総務省事務次官通知)

公営企業に関する事項 【地方団体への要請】

以下の事項に留意し、総点検を行い経営健全化に取り組むこと。

- ① サービス自体の必要性、地方公営企業として実施する必要性について検討(公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間譲渡等も検討。)
- ② 指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進。
- ③ 中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。特に 情報開示にあたっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添える等、住民が理解・評価しやすいよう工夫すること。
- ④ 企業職員の給与については、国、地方公共団体の同種の職員、民間の同種の職員に従事する者との均衡にも留意し、当該公営企業の経営の状況その他の事情を考慮しながら、引き続き適正化に努めること。
- ⑤ 定数管理については、事務事業の見直し、民間委託等の推進等により、引き続き適正化に努めること。

地方公営企業法の本再建と準用再建の比較

	地方公営企業法 (本再建)	地方公営企業法 (準用再建)
根拠法令等	地公企法 § 43	地公企法 § 49
対象事業	①法定7事業と病院事業のうち実質上収支が均衡していないもので、②昭和40年度末において不良債務を有する企業であって昭和41年12月31日までに財政再建の申し出を行ったもので、③地方公営企業法を適用しているもの	①法定7事業と病院事業で、②昭和41年度以降において不良債務が生じたこととなった企業
手 続	①財政再建の申出 ②自治大臣による指定日の指定 ③財政再建計画の作成と自治大臣への承認協議 ④自治大臣の財政再建計画の承認	①財政再建の申出 ②総務大臣による指定日の指定 ③財政再建計画の作成と総務大臣への同意協議 ④総務大臣の財政再建計画の同意
財政再建計画の内容	①財政の再建の基本方針 ②各年度において解消する不良債務 ③不良債務を解消し財政の健全性を回復するための具体的措置 ④第45条の規定による企業債の各年度ごとの償還額	①財政の再建の基本方針 ②各年度において解消する不良債務 ③不良債務を解消し財政の健全性を回復するための具体的措置
計画期間	おおむね7年度	同左
財政措置	①財政再建債の発行、利子補給 ②企業債の償還繰延等への配慮	} (法に基づく支援措置はなし) ※不良債務解消のための一般会計からの繰入額の1/2を特別交付税措置 ※一時借入金利子に対する特別交付税措置
財政再建計画の実施確保のための国の関与等	○財政再建計画に従って予算を調整する義務 ○自治大臣による計画実施に関する監査 ○自治大臣による予算の一部の執行停止の請求 ○自治大臣による計画の変更請求	} (法に基づく特別の関与はなし)

準用財政再建制度（公営企業）の仕組み

- ◎昭和41年の地方公営企業法改正時に準用財政再建制度を導入（第49条）
- ◎地方財政再建促進特別措置法による一般会計の財政再建方式に準じている。

◇対象企業：下記①及び②に両方あてはまる企業

- ①法定7事業（国庫補助金の交付を受けた工業用水道事業を除く） + 病院事業（財務規定等適用含む）
- ②昭和41年度以降の年度において不良債務（≡流動負債－流動資産）を有する企業

議会の議決を経て、財政再建の申請

◇財政再建計画（再建期間はおおむね7年度以内）の作成

- ①財政再建の基本方針
- ②各年度において解消する不良債務
- ③不良債務を解消し、財政の健全化を回復するための具体的措置
 - ・収益の増加又は経費の節減を内容とする経営の合理化計画
 - ・料金の適正化計画
 - ・一般会計からの出資金、負担金、補助金の繰入れの計画

◇特別交付税措置

- ① 財政再建計画に基づき、不良債務解消のため一般会計から企業会計に繰り入れた額の1/2（都道府県は1/3）。
- ② 不良債務の残額から生じる支払利子の軽減のため、一般会計から企業会計に繰り入れられた額のうち、年利3.5%を上回る部分（都道府県は2/3）

議会の議決
総務大臣の同意

財政再建計画に基づき予算編成（予算編成権を制約）
計画に従った業務の執行

財政再建団体（公営企業）の状況

1. 昭和41年度制度創設以降の財政再建団体数 180事業
うち法再建団体 155事業
うち準用再建団体 25事業

（準用再建団体の内訳）

水道4事業、交通6事業、ガス2事業、病院13事業

2. 昭和56年以降の財政再建団体（準用再建団体）

都道府県名	市町村名	事業名	期 間
長崎県		交通事業	S56～S62
山口県	宇部市	交通事業	S57～S63
鹿児島県	鹿児島市	交通事業	S60～H 3
山口県	岩国市	交通事業	S63～H 6
広島県	尾道市	交通事業	H 元～H 7
福岡県	赤池町	病院事業	H 3～H 6
長崎県	佐世保市	交通事業	H 7～H11

3. 平成18年現在、財政再建団体となっている事業はない。